



# さい

藤太、まいつたか



佐井村の人口		1月31日現在
男	1,335	(-7)
女	1,310	(-1)
計	2,645	(-8)
世帯数	1,047	(-1)
		( )内は前月比

## 村民のサービスマン

# 村職員の給与等の状況

地方公務員給与の適正化を目的とした国の指導に基づく村職員の給与の状況をお知らせします。

### ◎人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (H19. 3. 31現在)	実質収支	歳出額 A	人件費 B	人件費率 (B/A)
18年度	2,706人	59,768千円	2,313,948千円	435,495千円	18.82%

※人件費には特別職（議員、農業委員等）に支給される給料・報酬を含みます。

### ◎職員給与費の状況（平成19年度普通会計当初予算）

区分	職員数 A	給料	職員手当	期末・勤勉手当	合計 B	1人当たりの給与費 (B/A)
19年度	56人	210,263千円	24,541千円	77,404千円	312,208千円	5,575千円

※給料月額2%、期末・勤勉手当については職制上の段階、職務の級等による加算措置無の3%を削減し抑制措置をしています。

### ◎職員の平均給与月額及び平均年齢の状況 (H19. 4. 1 現在)

区分	一般行政職		技能労務職	
	平均年齢	平均給与月額	平均年齢	平均給与月額
佐井村	41.7歳	321,342円	54.2歳	366,958円
国	40.7歳	383,541円	48.8歳	287,094円

### ◎昇給期間短縮の状況

区分	行政職		技能労務職	
	職員数	昇給期間短縮職員数	職員数	昇給期間短縮職員数
19年度	48人	0人	4人	0人
	比率		比率	
	0.0%		0.0%	
18年度	49人	0人	4人	0人
	比率		比率	
	0.0%		0.0%	

### ◎職員の初任給の状況（H19. 4. 1 現在）

区分	行政職	技能職	国の制度	
			行政職	技能職
高校卒	138,400円	135,600円	138,400円	135,600円
大学卒	170,200円		170,200円	

### ◎級別職員数の状況（H19. 4. 1 現在）

区分	平成19年4月1日現在						
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
行政職	3人	8人	15人	12人	8人	2人	48人
構成比	6.3%	16.7%	31.3%	25.0%	16.7%	4.2%	100%

### ◎期末・勤勉手当の状況

H18年度	期末手当	勤勉手当
6月期	1.4月	0.75月
12月期	1.6月	0.75月
計	3.0月	1.50月

※支給割合は国と同じです。

◎級別の標準的な職務内容（H19.4.1現在）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
行政職	主 事	主 事	係 長	課 長 補 佐	課 長	参 事
	主 事 補		主 査	室 長 補 佐	室 長	教 育 次 長
				主任保育士	事 務 局 長	特に重要かつ 困難な業務を 所掌する職務
				主 幹	出先機関の長	
					副 参 事	

◎その他の手当（H19.3.31現在）

区分	内 容			金額
扶養手当	配 偶 者			13,000円
	配偶者以外 1人目	配偶者有	扶養親族	6,000円
			非扶養親族	6,500円
		配 偶 者 無		11,000円
	2 人 目			6,000円
	3 人 目 以 上			5,000円
満16歳から22歳までの子に加算となる額				5,000円
住居手当	借家（貸間）限度額			27,000円
	持ち家			3,000円
通勤手当	交通機関利用者限度額			55,000円
	交通用具利用者限度額			20,900円

※持ち家の住居手当及び交通用具利用者の通勤手当を除き国と同額です。

◎特別職の報酬等の状況（H19.4.1現在）

区 分	給料月額等	期末手当	
給料	村 長	518,000円	6月期 1.60月 12月期 1.75月 合 計 3.35月
	教 育 長	440,000円	
報酬	議 長	269,000円	6月期 1.60月 12月期 1.70月 合 計 3.30月
	副 議 長	224,000円	
	議 員	214,000円	

※村長30%、教育長20%を削減し支給しています。  
※平成18年度における期末手当支給割合です。

◎部門別職員数の状況（各年4月1日現在）

区 分	職 員 数	前年増減数及び増減の理由				
		平成17年	平成18年	平成19年	前年増減数	増 減 理 由
一般行政	議 会	2	2	2	0	
	総務企画	16	18	17	-1	組織・機構の見直し
	税 務	3	2	2	0	
	民 生	12	12	12	0	組織・機構の見直し+1、退職不補充-1
	衛 生	4	4	4	0	
	労 働	0	0	0	0	
	農林水産	6	4	3	-1	組織・機構の見直し
	商 工	1	2	2	0	
	土 木	2	2	1	-1	組織・機構の見直し
	小 計	46	46	43	-3	
特別行政	教 育	8	7	8	+1	組織・機構の見直し
一般会計合計		54	53	51	-2	組織・機構の見直し・退職不補充
公営企業 等 会 計	水 道	7	7	8	0	組織・機構の見直し
	その他					
合 計		61	60	59	-1	退職不補充

※特別行政部門には教育長を含んでいます。

◎年齢別職員構成の状況（H19.4.1現在）

区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	合計
職員数	0人	0人	4人	11人	8人	6人	3人	5人	8人	7人	6人	0人	58人

# 佐井村むらづくり基本条例解説(その七)

## 第十一章 住民投票制度

### 第十二章 連携

### 第十三章 条例制定等の手続き

### 第十四章 この条例の検討及び見直し

平成十九年八月号から七回にわたって連載してきました「むらづくり基本条例条文と解説」も今回の「第十一章 住民投票制度」から「第十四章 この条例の検討及び見直し」をもって最終回となります。これまでどうもありがとうございました。

これからは、この条例の前文にある「協働のむらづくり」のため、実践していきましょう。

## 第十一章 住民投票制度

### (住民投票の実施)

### 第三十二条 村は、佐井村にかかわる重要事項

について、直接、住民の意思を確認するため、住民投票制度を設けることができる。

2 住民投票を行うときは、村長は、住民投票の目的を事前に明らかにし、その投票結果を尊重するものとする。

3 住民投票の制度及び実施に関し必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定める。

◆第三十三条は、住民投票の制度を定めています。

### 【考え方】

○複雑化した現代社会において、多様な住民ニーズをより適切に行政運営に反映させるためには代表民主制を補完するため、直接民主制的な手法も必要であり、住民が投票によりその意思を

直接表明する住民投票の制度化は、住民自治の充実を図る観点から必要との考え方から定めています。

### 【趣旨】

#### 〈第一項〉

○村にとって住民投票は、住民意思確認のための最終手段として位置付けます。むらづくりは、情報の共有と住民参加の実践が大切であり、住民投票に至らなくても解決できるケースが多いのが現状です。従って、本条文も「設ける」ではなく「設けることができる」としており、住民投票制度を恒常的に設けるものではないと定めています。

#### 〈第二項〉

○住民投票を行うときは、何のために実施するか目的を事前に明らかにし、住民の間で事前の論議が十分に尽くされた上で実施されることが大切であります。住民投票の結果について、村長は、「尊重する」範囲にとどまります。村長は、争点となった事案に関する施策の実施に当たっては、村長の政治的責任の範囲で住民投票の結果を「尊重する」形で事務を行います。

#### 〈第三項〉

○住民投票の実施に関して必要な事項は、その都度、条例で定めることとしています。必要な事項は、用語の補足説明で考えられる事項を述べています。また、住民投票に付すべき事項の基準(馴染む事項、馴染まない事項)については、今後、社会経済情勢の変化により、どのような問題が生じてくるか予想がつかない状態で、現在、予想される問題だけを条例に列記すると、それに該当しない問題が生ずる度に条文を検討しなければならず、住民投票に付すべき事柄なのに付すことができなくなることもあり得ます。そのため、条文に列記するより、事柄が生じる度に議会に判断してもらうことが、議会

を最大限に尊重することから条文に列記する基準は設けていません。

### 【用語の補足説明】

○「住民投票」：住民による直接投票とします。

○「必要な事項」：現段階で考えられる事項として

て

・住民投票の形式(二者択一で賛否を問う形式)

・住民投票の執行(村長が執行する)

・投票資格者(公職選挙法に基づく選挙権を有する者、外国人登録者、未成年等)

・住民投票の期日(投票日)

・住民投票の成立要件等(例として投票した者の総数が投票資格者の二分の一に満たない場合は成立しない)などが考えられます。

## 第十二章 連携

### (村外の人々との連携)

### 第三十四条 住民、議会及び村は、社会、経済、文化、学術、スポーツ、環境等に関する取り組みを通じて、村外の人々の知恵や意見をむらづくりに活用するように努める。

○むらづくりに、他地域の人々との交流・連携を持つ視点が大切であるとの考え方を示しています。

### 【考え方】

○むらづくりに、他地域の人々との交流・連携を持つ視点が大切であるとの考え方を示しています。

### 【趣旨】

○さまざまな分野から「佐井」に関心のある村外の人々を「佐井ファン」と捉え、彼らが持つている村民が気付かない、見落としている視点などの知恵や意見を有意義に活用することを定めています。

### (近隣自治体との連携)

### 第三十五条 住民、議会及び村は、近隣自治体との情報共有と相互理解のもと、連携してむらづくりに進めるものとする。

◆第三十五条は、近隣自治体との連携を定めています。

【考え方】  
○これからのまちづくりは、一自治体で行うものではなく、近隣自治体との連携が必要であるとの考え方を示しています。

【趣旨】  
○近隣自治体間での情報共有を図り、さまざまな分野で総合的視点に立った連携を図ることを定めています。

【用語の補足説明】  
○「さまざまな分野」：医療、福祉、教育、衛生、消防、農業、環境、観光などを指します。

【広域連携】  
第三十八条 住民、議会及び村は、他の自治体、国及びその他関係機関と連携し、むらづくりを進めるものとする。

◆第三十六条は、広域連携を定めています。

【考え方】  
○第三十五条で定めるものより、より広い範囲での連携によるむらづくりの必要性を示しています。

【趣旨】  
○近隣自治体間での連携のみならず、さまざまな分野で状況に応じた広域連携を進めることを定めています。

【国際交流及び連携】  
第二十七条 住民、議会及び村は、自治の確立と発展が国際的にも重要なものであることを認識し、むらづくりその他の各種分野における国際交流及び連携に努めるものとする。

◆第三十七条は、国際交流及び連携を定めています。

【考え方】  
○むらづくりの基本指針である「赤十字の旗ひるがえる里づくり」に基づき、今後は、国際的視点に立ったむらづくりの必要性を示しています。

【趣旨】  
○住民自治の考え方は、世界各国の自治体においてもまちづくりのための重要な柱として位置付

けられており、今後は、その認識の下に国際交流や連携を広めていくことを定めています。

### 第十三章 条例制定等の手続

#### （条例制定等の手続）

第三十八条 村は、むらづくりに関する重要な条例を制定し、又は改廃しようとするときは、次のいずれかに該当する場合を除き、住民の参加を図り、又は住民に意見を求めなければならない。

(一) 関係法令及び条例等の制定改廃に基づくもので、その条例の制定改廃に政策的な判断を必要としない場合

(二) 用語の変更等簡易な改正で、その条例に規定する事項の内容に実施的な変更を伴わない場合

(三) 前二号の規定に準じて条例の制定改廃の議案を提出する者（以下「提案者」という。）が不要と認めた場合

二 提案者は、前項に規定する住民の参加等の有無（無のときはその理由を含む。）及び状況に関する事項を付して、議案を提出しなればならない。

◆第三十八条は、条例制定等の手続を定めています。

#### 【考え方】

○むらづくりに関する条例の制定や改廃について、その主体となるべく住民の参加や意見を求め、住民のニーズを的確に把握・反映した内容とし、実行のあるものとする必要性を示しています。

#### 【趣旨】

○本項は、いわゆる「パブリック・コメント」手続きより、一歩踏み込んだ仕組みを定めています。

#### 【第二項】

○議案提案の際に住民参加の状況を明示することにより、住民及び議会双方への説明責任を果たし、参加が無のときも理由を明示することにより、条例の透明性を確保することを定めています。

#### 【用語の補足説明】

○「むらづくりに関する重要な条例」：本条第一号から第三号を除き、広く住民生活全般に関わる条例を指し、単に大きな計画づくりに関わる条例だけを指すものではありません。

○「パブリック・コメント」：行政機関が政策の立案等を行うおとす際にその案を公表し、この案に対して広く国民・事業者等のみならず意見や情報を提出していただく機会を設け、行政機関は、提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行うというものです。

### 第十四章 この条例の検討及び見直し

#### （この条例の検討及び見直し）

第二十九条 村は、この条例の施行後四年を超えない期間ごとに、この条例が佐井村にふさわしいものであり続けているかどうか等を検討するものとする。

2 村は前項の規定による検討結果を踏まえ、この条例及びまちづくりの諸制度について見直す等必要な措置を講じるものとする。

◆第二十九条は、この条例の検討及び見直しについて定めています。

#### 【考え方】

○本条例の位置付け、役割からして、時代の変化に応じて、この内容が適正であるか、見直しすることは重要と考えています。

#### 【趣旨】

○本条例を「育てる条例」として位置付け、これからの社会情勢や経済情勢の変化による条例の形骸化を防止し、住民が本条例に関心をもち続ける動機付けとするため、条例本来の機能が期待されたとおり作用しているかどうか検討するため、定期的な条例の改正を定めています。

#### 【第二項】

○本条例の見直しと同時に、むらづくりに関する諸制度の見直しも実施し、条例の実効性を常に保証していくことを定めています。



## 学校の耐震について

### 新耐震設計基準

地震に対して安全な建物を設計するため作られた現在の耐震基準。建築基準法は、過去の大きな地震とともに改正が行われてきました。

過去の大きな地震といえば、関東大震災（大正12年）、その後の福井地震（昭和23年）発生を機に建築基準法が制定（昭和25年）されました。

新潟地震（昭和39年）十勝沖地震（昭和49年）宮城県沖地震（昭和53年）を経て昭和56年建築基準法の大改正が行われ、抜本的に見直された耐震設計基準が大幅に改正されました。

この新耐震設計基準による建物は、阪神大震災（平成7年）においても被害が少なかったとされています。

### 地震時の避難場所

佐井村においては、最近大きな地震災害は特にありませんが、地震災害の場合多くの人が避難する場所として利用されるのが、学校施設です。

学校施設は、地震発生時に、児童生徒の安全を確保するとともに、地域住民の応急的な避難場所を果たすことも求められることから、文部科学省においては、学校建物の耐震性能の向上を図るため「学校施設耐震化指針」を策定し耐震化事業が円滑に推進されるよう支援しています。

### 佐井村管内の学校は？

佐井村管内の学校施設において、耐震事業の必要な施設は、昭和51年に建設された牛滝小中学校の校舎が該当となり、平成18年度から調査に着手し平成20年度には工事が完了する予定です。工事期間は、牛滝地区交流センターを仮設校舎として利用させて頂くこととなりました。

牛滝地区のみなさまには、ご不便でしょうがご理解、ご協力をお願いします。

### 牛滝小中学校耐震補強事業

◎牛滝小中学校が耐震診断を行う理由は？

	耐震化推進指針による照会項目	該当	牛滝校舎
1	新耐震基準施行（昭和56年）以前に建築された建物	○	昭和51年建築
2	非木造で2階以上の建物	○	鉄骨2階建て
3	延べ床面積が200㎡以上の建物	○	668㎡

※上記の3項目全て該当⇒耐震診断が必要

### 補強工事内容（20年度実施予定）

- ①水平ブレースの増設
- ②地中梁の増設
- ③柱脚のリブ補強



耐震補強が計画されている「牛滝小中学校（校舎）」

# 4月10日は交通事故ゼロを目指す日

毎年、国民の100人に1人が交通事故により死傷しており、全国では、記録の残る昭和43年以降、毎日、交通死亡事故が発生しているという状況が続いています。

また、飲酒運転による死亡事故が大きな社会問題となっているように、交通事故のない社会は、国民の大きな願いとなっています。このため、内閣府（交通対策本部）では、交通安全に対する国民の意識を高める新たな国民運動として、「交通事故死ゼロを目指す日」を設け、国民1人ひとりが、交通ルールを守り、交通マナーを実践するなど、交通事故に注意して行動することによって、交通事故の抑止を図ることとしています。

佐井村では、従来からゼロのつく日に、小学校1年生の親子が、防災無線での呼びかけを行っており、交通事故防止に向けた意識啓発の推進に取り組んでいます。



交母だより



佐井村  
交通安全母の会

みんなで続けていこう！  
交通死亡事故ゼロ  
次の目標は4,000日

記録  
**3,739日**  
(3/1現在)

**早めの点灯で歩行者に車の存在を知らせよう！**

3月の早め点灯時刻は **午後4時30分** です。

こちら佐井駐在所

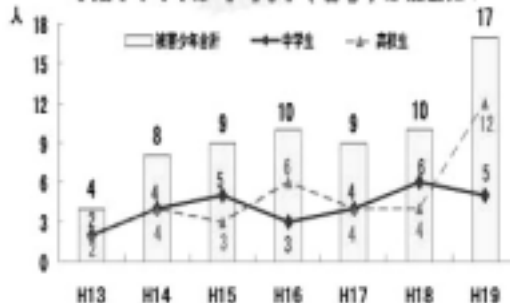
☎**2218**

## 違法・有害情報から少年を福祉犯等の被害から守ろう

今、少年たちがパソコンや携帯電話のインターネットを通じて、わいせつな情報、暴力的な情報、犯罪に巻き込む情報などの「違法・有害情報」の危険にさらされているのをご存じですか。中でも「出会い系サイト」を通じて、少年が被害に遭うケースが増加しており、本県では、昨年17人の少年（女子中学生、女子高校生）が被害に遭っています。

これらの違法・有害情報に対して最も有効であるとされるのが、それらの情報に制限をかけ、公式サイト以外に接続ができないようにする「フィルタリング」機能です。この機能は、メールの送受信や公式サイトからの着メロなどのダウンロードが可能です。未来の青森県を担う少年たちが「出会い系サイト」などの違法・有害情報を通じて犯罪に巻き込まれないためにも、保護者のみなさんは子どもがどのようにインターネットや携帯電話を使っているのか関心を持ち、子どもが使用するパソコンや携帯電話には「フィルタリング」を設定されるようお願いいたします。

本県の出会い系サイト介在の被害少年数  
平成19年中 17人（女子）が被害に！



## 駐在日誌 ～管内事件・事故発生状況～

1月 **【物損事故】** 3件（矢越、福浦、大佐井）  
**【事件】** 不審火 1件（原田） 侵入窃盗 1件（川目） 器物損壊 1件（矢越）  
事件・事故には遭わないよう、起こさないよう、みんなで気をつけましょう。

# 保健師だより

# 子宮がん検診の 受診間隔が変わります

平成20年度から子宮がん検診の受診間隔が2年に1回になります。

厚生労働省の「子宮がん検診の新しい指針」により「検診は20歳以上、受診間隔は2年に1回とする」という基準が示されました。

この指針により、村でも受診間隔の検討を行い、平成20年度から“20歳から39歳までの方は毎年受診、40歳以上の方は2年に1回の受診”としました。

わが国において、がんは昭和56年以来死亡原因の第1位になっており、中高年以降の方のり患が多いといわれていますが、子宮がんにおいては若い年齢層、特に20歳代後半のり患が増加傾向にあります。

子宮がんの進行は緩やかで、仮に子宮の入り口に早期のがんが発見された場合でも、治療すればほとんどが治り、子宮の温存は可能といわれています。

検診で行う細胞診は、子宮がんの早期発見と早期治療に役立つ大切な検査ですので、定期的に検診を受けましょう。

検診の対象になる方には、後日各地区の保健協力員がお知らせを配布しますので、ご覧ください。

## 介護予防教室 ～いきいき健康講座～

平成19年8月から、全地区の概ね65歳以上の方を対象に5会場で実施してきた“いきいき健康講座”が3月で終了します。教室では、年をとっても元気で、ボケることなく過ごしていくために必要なこと（運動や認知症予防、口腔内の手入れなど）について、みんなで楽しく勉強しました。月1回の割合で、5～6ヶ月間開催し、2月で終了した原田・両佐井・矢越地区、福浦地区、牛滝地区では、延べ100人の方が参加しました。



【脳の若返り〜童心に返り切り紙に挑戦】



【体力テスト〜日頃の健康づくりの成果を発揮】



【ただ一人の皆勤賞  
〜毎回笑顔で出席しました】

野村義勝さん（牛滝）



# 歯科だより

# 中学校での歯科指導

中学校では年2回の歯科健診と歯科指導を行っています。後期の歯科指導では主に歯肉炎について学びました。確かにむし歯が少なくなりましたが、歯肉炎については相変わらず注意が必要です。

そこで、まず生徒にこんなアンケートをします。

- ①今日は、朝ごはんを食べてきましたか？
  - ・はい
  - ・いいえ
- ②朝食後、歯をみがいてきましたか？
  - ・みがいてきた
  - ・みがかない
- ③昼食後、歯をみがきましたか？
  - ・みがいた
  - ・みがかない
- ④昼食後の歯みがきは、ていねいにみがきましたか？
  - ・ていねい
  - ・ふつう
  - ・そまつ
- ⑤今、学校で使っている歯ブラシの毛先の様子はどうでしょう？
  - ・ひらいている
  - ・少しひらいている
  - ・ひらいていない
- ⑥昨日の夜、寝る前に歯をみがきましたか？
  - ・みがいた
  - ・みがかない

歯肉炎の予防には歯磨きを含む生活習慣が関係してくるからです。この後、自分の歯肉の様子を観察し、スケッチします。残念ながら一部の生徒は歯肉炎の状態にあります。さらに、歯垢染色液で歯の汚れを確認し、鏡を見ながら歯ブラシで完全にきれいにします。

## 歯みがき指導の様子



佐井村では保育所の年長児から歯科指導をしていますが、中学校3年生でも完全に清掃するのは難しいようです。

## 2歳6ヶ月児歯科検診

むし歯ゼロで



渋田大翔くん（古佐井）

ハジメ顔

## 4月以降も歯科は診療を続けます。



## 4月から高齢者医療制度が新しくなります

～現在の老人保健制度・退職者医療制度が見直されて、  
新しい高齢者医療制度が始まります～

高齢者医療制度は、2つの制度から成り立ちます。

- 前期高齢者医療制度：65歳から74歳までの方
- 後期高齢者医療制度：75歳以上の方  
(一定の障がいのある場合は65歳以上)



### 前期高齢者医療制度とは？

前期高齢者制度はこれまでの退職者医療制度や任意継続被保険者制度に代わる新しい制度で、これに伴い退職者医療制度や任意継続被保険者は廃止となる予定です。ただし経過措置として、平成26年度までの65歳未満の退職者は、退職者医療制度を適用できます。

#### 70歳～74歳の方の窓口負担

平成20年4月から平成21年3月までの1年間窓口負担が1割に据置かれます。

**注1** すでに3割負担を頂いている方、後期高齢者制度の対象となる一定の障がい認定を受けた方は除きます。

**注2** 70歳～74歳の方の窓口負担については、平成20年4月から2割負担に見直されることとされていたものを据置くものです。

※なお、現在交付しています「高齢者受給者証」は、3月末日までに再交付します。

**【お問合せ】** 住民福祉課国保税務係 担当：石戸、樋口

### 後期高齢者医療制度とは？

75歳以上の方は、現在加入されている国民健康保険や被用者保険（社会保険等）を脱退し、後期高齢者医療制度に加入することになります。後期高齢者医療制度は、県内全市町村が加入する「青森県後期高齢者医療広域連合」で運営されます。

**【保険証】** ・後期高齢者医療被保険者証【カードサイズ】  
1人1枚の保険証が交付されます。

**【負担割合】** ・後期高齢者医療制度でお医者さんにかかる時は、かかった費用の1割負担。（現役並みの所得者は3割負担）

**【保険料】** ・保険料は被保険者全員が納めます。  
対象者1人ひとりから徴収されます。

・保険料の納め方

年金が年額18万円以上の方 …年金から天引き（特別徴収）

年金が年額18万円以下の方 …納付書で個別に納付（普通徴収）

※介護保険料と合わせた保険料額が年金額の2分の1を超える場合は、年金からの天引きの対象にならず、個別に納めます。

・保険料の負担 限度額50万円



$$\begin{array}{rcl}
 \text{保険料} & = & \text{均等割} + \text{所得割} \\
 \text{平均1人当たり} & & \text{年} \\
 46,374\text{円} & = & 40,514\text{円} + \text{所得} \times 7.41\%
 \end{array}$$



※詳しくは、別途配布しているパンフレットをご覧ください。

**【お問合せ】** 青森県後期高齢者医療広域連合 ☎017-721-3821

## 平成20年度からの定期予防接種について

これまで佐井診療所及びアルサスにおいて行なっていた定期予防接種（乳幼児の予防接種）は、佐井診療所医科部門の廃止により平成20年4月1日から国民健康保険大間病院で接種することになります。

各予防接種の対象者となる乳幼児については、従来どおり役場から予診票を含めた通知を送付しますので、母子手帳と予診票を持参して接種してください。

【お問合せ】 住民福祉課健康福祉係 担当：山本

## 国民年金だより

青森社会保険事務局  
むつ事務所 ☎ 22-2278

### 第3号被保険者期間にかかる厚生年金の分割制度について

離婚時における厚生年金の分割については、平成19年4月から合意分割制度が実施されたところですが、平成20年4月1日からは、3号分割制度が実施されます。

3号分割制度は、次の条件に該当した場合に、国民年金の第3号被保険者であった方からの請求により、平成20年4月1日以後の相手方の厚生年金の保険料納付記録を2分の1ずつ当事者間で分割することができる制度です。

- ◇分割の対象となる離婚等…平成20年4月1日以後に離婚等をした場合
- ◇分割される対象…婚姻期間のうち、平成20年4月1日以後の第3号被保険者期間中の厚生年金の保険料納付記録
- ◇分割の方法……第3号被保険者期間中に厚生年金の被保険者であった方から、第3号被保険者であった方に対して記録を分割
- ◇分割の方法……2分の1の割合
- ◇手続きの方法……当事者のうち、第3号被保険者であった方による請求

### 国民年金保険料が改定されます

平成20年4月分から月々の保険料が14,410円となります。年金を支える力と給付のバランスをとるために保険料の段階的な引き上げを行っています。みなさまのご理解をお願いいたします。

口座振替で国民年金保険料を納めると、指定した口座から毎月自動的に引落とされるので手間や時間が省けて納め忘れがなく、便利・安心・確実です。また、早割制度や前納制度を利用すると保険料が割引されます。

【お問合せ】 青森社会保険事務局 むつ事務所  
住民福祉課住民係 担当：木下

### 年金記録確認のための旧姓履歴の申出

～平成8年12月以前に旧姓で年金に加入していた方は、ご注意ください～

年金記録もれにはさまざまなケースが考えられますが、とりわけ多いのが、平成9年の基礎年金番号導入前に旧姓で年金制度に加入した場合。基礎年金番号に結びつかない年金記録の中には、結婚等により名字を変更していると考えられる記録が多く含まれています。

まずは、次の方法でご自身の年金記録をご確認ください。

- ①社会保険事務所または年金相談センターで
- ②「ねんきん特別便専用ダイヤル」(☎0570-058-555)
- ③インターネット(ユーザID・パスワード)で

※社会保険事務所等の所在地、開庁時間やインターネットでの年金記録の照会申込みなどについては、社会保険庁ホームページ(<http://www.sia.go.jp/>)にてご案内しています。



## オリックス賞受賞



躍動感があふれています。

青森第一高等養護学校に通う佐井中学校出身の正村圭佑君が第26回肢体不自由児・者の美術展でオリックス賞を受賞しました。

圭佑君は同校に入学して書道の教科を選択し、自分の好きなスポーツでもあるプロレスにあこがれて「夢」という文字を選び猛練習の結果、優秀な成績をおさめました。おめでとうございます。



受賞作品と一緒に

## 平成19年度第19回青森県水産賞受賞

このたび、矢越地区 館脇博二さんが青森県水産賞を受賞し1月23日青森市「県民福祉プラザ」で開催された青森県漁村青壮年女性団体活動実績発表大会に先立ち表彰式が行われ、本人が入院中のため代理で二男の修さんが表彰を受けました。

これは、佐井村漁協の役員として永きに亘り漁協経営に携わり水産業の発展に尽力してきたことと、昆布養殖事業など作り育てる漁業の振興と組合員の指導育成に貢献したことが認められたものです。



## 第30回 佐井村小学生卓球大会 第38回 佐井村卓球選手権大会

2月24日(日)、佐井中学校体育館で開催されました。寒い中、選手は闘志溢れる試合を展開し、会場は熱気に包まれました。

### 男子リーグ戦

#### ◆4年生以下

- 第1位 竹内 佑 (佐井小)
- 第2位 佐藤 雅希 (佐井小)
- 第3位 樋口 圭介 (佐井小)

#### ◆5年生以上

- 第1位 佐藤 祐希 (佐井小)
- 第2位 館脇 勇助 (佐井小)
- 第3位 内田 靖崇 (佐井小)

### 女子トーナメント戦

#### ◆4年生以下

- 第1位 鹿嶋 芽恵 (佐井小)
- 第2位 碓谷 直子 (奥戸小)
- 第3位 笹谷 琴音 (奥戸小)
- 第3位 小谷 佳奈 (奥戸小)

#### ◆5年生以上

- 第1位 菊池 佳歩 (佐井小)
- 第2位 島野 真由 (佐井小)
- 第3位 宮川 優梨 (佐井小)
- 第3位 仙台 円 (奥戸小)

### 選手権大会

#### ◆個人の部

- 第1位 樋口 博紀 (The・高橋)
- 第2位 中村 和也 (仕事人チーム)
- 第3位 佐藤 賢治 (チーム奥戸)
- 第3位 間山 貢樹 (ファミリー)

#### ◆団体の部

- 第1位 The・高橋
- 第2位 ファミリー
- 第3位 仕事人チーム
- 第3位 ウライ



五年生以上女子決勝戦



選手権大会(団体の部)

## 第23回むつ・下北地区子ども会郷土芸能発表会

2月3日(日)、下北文化会館で開催され、むつ・下北管内から7子ども会が出演し、各地域の郷土芸能(8演目)を上演しました。

佐井村からは、磯谷地区「磯谷子ども会」が出演し、磯谷敬神会から指導を受けて見事な「南部じょんがら節」を披露し、会場は大いに盛り上がりました。

あたたかいご声援・ご祝儀をたくさんいただきありがとうございました。



## 福浦の歌舞伎冬の段“食談義”

2月16日(土)、歌舞伎の館で開催され、県内各地からツアー客等約80名が参加しました。タラのじゃっば汁やいくら丼などのメニューに舌鼓を打ちながら、歌舞伎を堪能しました。今回は「三番叟」「義経千本桜」「平獅子」、踊り等が披露され、会場は大きな拍手とたくさんの花が飛びました。なお、ツアー客は翌日、森林体験館で木工体験、長福寺で円空作「木彫十一面観音立像」などを拝観、歴史ある長福寺の説明に熱心に耳を傾けていました。



義経千本桜



平獅子



## 「平成20年度佐井村水道水質検査計画」を策定しました。

『平成20年度水質検査計画』を策定しましたので公表します。

村では、この水質検査計画に基づき、効率的で正確な水質検査を実施し、今後も「安全でおいしい水」をお届けします。

なお、3月21日(金)から役場で公表しますので、下記担当課までお問い合わせください。

☆水質検査計画とは？

水質基準の適合状況を把握するために不可欠である水質検査を行うための「検査項目」、「検査場所」、「検査頻度」などについて定めたものです。

【お問合せ】産業建設課水道係 担当：畠中、竹本

## ライフジャケット着用義務化のお知らせ

平成20年4月1日から、1人乗り小型漁船で航行・漁ろう作業に従事する場合、携帯電話等の連絡手段の有無にかかわらず、ライフジャケットの着用が必要となります。

万が一海中に転落した場合、ライフジャケットを着用した場合の生存率は85%で、未着用の場合の生存率の約3倍となります。

ライフジャケットには、膨張式をはじめとするさまざまなタイプの物が販売されておりますので、漁ろうの種類に応じて適切なライフジャケットをお選びください。

【お問合せ】東北運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課

☎022-791-7524

## 自動車の名義変更・廃車手続及び車検はお早めに

～車検は1カ月前から受けられます。～

例年3月は、移転登録（名義変更）・抹消登録（廃車）・変更登録（住所変更）等の手続きで、運輸支局及び事務所の窓口は大変混雑します。特に、3月中旬頃からは待ち時間が長くなり、申請者のみなさまにご不便をおかけしております。名義変更や廃車等の手続きは、出来るだけ3月上旬までに手続きしていただくようお願いします。

また、同様に継続検査（車検）も大変混雑します。車検は1ヶ月前から受けることができますので、3月下旬に集中しないようお早めに受検していただくようお願いいたします。

なお、自動車の登録手続きについてはテレホンサービス（情報案内）、検査の諸手続き及びユーザー車検の予約については電話予約等をご利用ください。

【お問合せ】東北運輸局青森運輸支局

テレホンサービス（情報案内）☎050-5540-2008

ユーザー車検予約 ☎050-5540-2108

ホームページ <http://www.tht.mlit.go.jp/am/am-index.htm>

## 「国の教育ローン」の融資制度のご案内

【融 資 額】 学生・生徒お1人につき200万円以内

【利 率】 年2.2%

【対 象 者】 大学、短大、高校、専修学校等に入学・在学または海外留学（6ヶ月以上）される方の保護者で、世帯の年間年収が990万円（事業所得者は770万円）以内の方

【使いみち】 学校納付金、受験にかかった費用、アパート代、教科書代、パソコン購入費、通学費等

【返済期間】 10年以内（在学期間中は元金措置が可能）

ただし母子家庭、交通遺児家庭の方は1年の延長可能

【保 証】 (財)教育資金融資保証基金の利用または連帯保証人

【相 談】 教育ローンコールセンター ☎0570-008656（ナビダイヤル）

☎03-5321-8656

【お問合せ】国民生活金融公庫 青森支店 ☎017-723-2331

### 国家公務員「国税専門官採用試験」

- 【受験資格】** 1. 昭和54年4月2日から昭和62年4月1日生まれの者  
2. 昭和62年4月2日以降生まれの者で次に掲げる者  
(1)大学を卒業した者及び平成21年3月までに大学を卒業する見込みの者  
(2)人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者
- 【申込期間】** 4月1日(火)～4月14日(月)
- 【申込書請求先】** 最寄りの税務署、仙台国税局人事第二課又は人事院東北事務局
- 【申込書提出先】** 仙台国税局人事第二課
- 【お問合せ】** 仙台国税局人事第二課 ☎ 0 2 2 - 2 6 3 - 1 1 1 1 内線3236

### 職員採用試験

～東北地区国立大学法人等職員採用試験実施委員会～

- 【申込受付期間】** 4月1日(火)～4月10日(木)
- 【第1次試験日】** 5月18日(日)
- 【合格者発表日】** 6月30日(月)
- 【その他】** 郵送のみ受け付けます。4月10日消印有効。詳細は下記にお問合せください。
- 【お問合せ】** 東北地区国立大学法人等職員採用試験実施委員会採用試験事務室  
☎ 0 2 2 - 2 1 7 - 5 6 7 6  
ホームページ <http://www.bureau.tohoku.ac.jp/shiken/>



### 国家公務員採用試験

人事院では、次のとおり国家公務員採用試験を実施いたします。

試験名	受付期間 (最終日の通信日付印有効)	第1次試験日
I種試験 (大学卒業程度)	4月1日(火)～4月8日(火)	5月4日(日)
II種試験 (大学卒業程度)	4月11日(金)～4月22日(火)	6月22日(日)
III種試験 (高校卒業程度)	6月24日(火)～7月1日(火)	9月7日(日)

なお、申込用紙の請求や受験資格等の詳しい内容については、人事院ホームページ又は下記にお問合せください。

- 【お問合せ】** 人事院東北事務局 第二課 試験係 ☎ 0 2 2 - 2 2 1 - 2 0 2 2  
ホームページ <http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm>

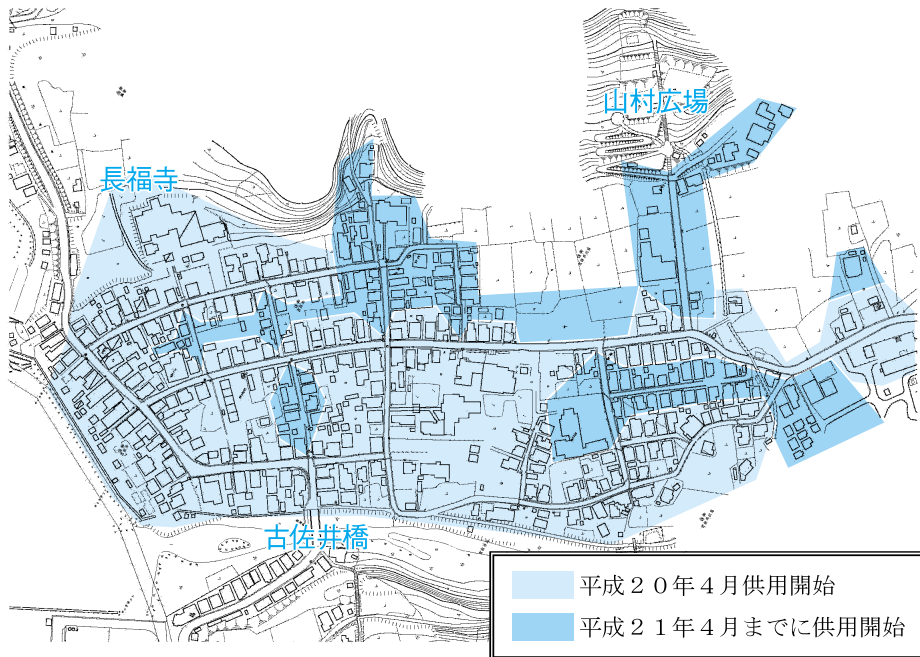
### 電気通信サービスモニター募集

- 【応募資格】** 電話・インターネット等の電気通信サービスに関心がある東北6県にお住まいの満20歳以上の方で、下記2の内容にご協力いただける方。ただし、総務省及び電気通信事業者に勤務経験のある方とその方のご家族を除きます。
- 【内 容】** (1)総務省が実施するアンケート (年2回実施予定) への回答 (モニター全員)  
(2)各地域で開催するモニター会議への出席 (別途出席をお願いする方のみ)
- 【委嘱期間】** 平成20年6月1日～平成21年3月31日
- 【募集人員】** 120名
- 【募集期間】** 3月3日(月)～4月4日(金)当日の消印有効
- 【謝礼金】** アンケート調査にご協力いただいた方及びモニター会議にご出席いただいた方には、それぞれ別途謝礼金をお支払いいたします。
- 【その他】** 応募方法等の詳細については下記にお問合せください。
- 【お問合せ】** 総務省東北総合通信局 電気通信事業課 ☎ 0 2 2 - 2 2 1 - 0 6 2 8

## 4月から古佐井地区の下水道が接続できます

当村では昨年4月に使用を開始した矢越・大佐井・古佐井大瀬戸地区に続き、古佐井地区の一部で下水道の接続が4月1日から可能となります。

古佐井地区の管渠整備については平成20年度も行う予定ですので、通行止め等でご不便ご迷惑をおかけしますが当村の下水道事業へのご理解とご協力をお願いいたします。



## 入札結果

### 1月22日実施分

- 購入第5号  
エコバック  
契約金額 514,500円 (税込)  
請負業者 (有)こめいち奥本商店

### 2月5日実施分

- 業務第12号  
広報カレンダー「平成20年度さいのこよみ」印  
刷製本業務委託  
契約金額 226,800円 (税込)  
請負業者 (有)大畑谷印刷

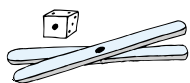
### 2月12日実施分

- 工事第12号  
福浦地区漁業集落排水処理施設水処理設備機器  
修繕  
契約金額 1,785,000円 (税込)  
請負業者 (株)安部日鋼工業 青森営業所



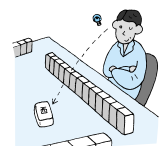
## アルサス活性化協議会 3月のイベント

### アルサス麻雀大会開催



とばし きよ  
ば し 料  
参 加 日  
締 切 の 他  
そ の 他

3月23日(日) 13:00~  
アルサス2階 海峡の間  
1人3,000円 4人1組で参加  
3月14日(金)  
個人賞・団体賞があります。  
詳細は下記にお問合せください。  
お問合せ 佐井定期観光(株) 島野 ☎38-4513





# 村有財産を一般競争入札により次のとおり売却します。

## 1. 入札に付する事項

物件番号	第 3 号	第 4 号
売払財産の所在地	佐井村大字佐井字中道78-101	佐井村大字長後字長後川目12
売払財産の面積	838.71m <sup>2</sup>	246.00m <sup>2</sup>
予定(最低)価格	1,787,000円	1,015,000円
売払財産の地目	宅 地	
売買代金納入期限	契約締結後30日以内	
土地境界確定地積図作成料	286,650円(税込)	154,350円(税込)

※土地境界確定地積図作成料は、落札金額と別にかかります。

## 2. 一般競争入札とは

予定(最低)価格以上で最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする方法です。また、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある場合は「くじ」を行います。また、入札者が1人(社)の場合は随意契約となります。

## 3. 入札に参加する者に必要な資格

次の各号のいずれにも該当しない者であること

- (1)成年被後見人、被保佐人、被補助人、未成年者及び破産者で復権を得ない者
- (2)国県村税の滞納者
- (3)村有財産に関する事務に従事する当村の職員
- (4)その他実施要領に記されている者

## 4. 入札申込方法

「村有財産競争入札参加申込書」及び必要書類(身分証明・納税証明・委任状等)を平成20年3月24日(月)までに提出して下さい。

## 5. 保証金及び売買代金

(入札保証金) 入札の当日までに、入札価格の100分の5以上の金額を預託して下さい。

(契約保証金) 売買契約締結時(落札日から7日以内)に落札金額の100分の10以上の金額を納入して下さい。

(売 買 代 金) 売買契約締結の日から30日以内に全額を一括で納入して下さい。

## 6. 入札及び開札の場所並びに日時

- (1)入札日時 平成20年3月28日(金) 13時30分～
- (2)入札場所 佐井村役場 第2委員会室
- (3)開札日時 入札直後
- (4)開札場所 入札場所と同じ

## 7. 契約に付する条件

風俗営業、風俗関連営業その他それらに類する業の用途及び暴力団関連施設、その他住民に著しく不安を与える施設の用途を供してはならない。

## 8. 所有権移転登記

- ①契約後、佐井村で行います。
- ②所有権移転登記に必要な登録免許税等については買受人の負担とする。

## 9. その他

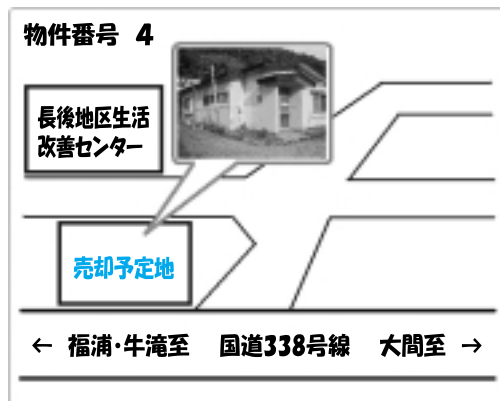
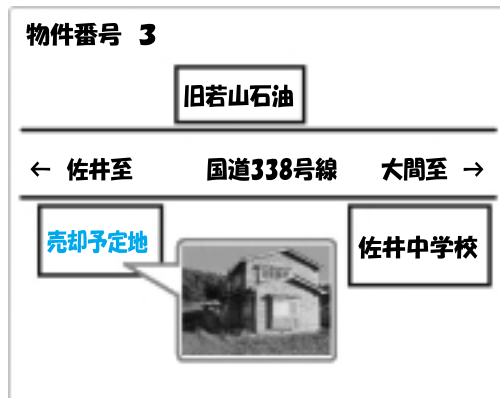
入札前日までに現地調査等を行ってください。質問事項等があれば事前に確認して下さい。

予定価格は、土地・建物込の価格となっています。また、入札金額も土地・建物込の金額とします。

※詳しくは、総務課で配布する「平成19年度佐井村村有地売払い一般競争入札実施要領(第3号)及び(第4号)」を参照して下さい。配布期間は、平成20年3月3日(月)から平成20年3月18日(火)までです。

## 【申込・お問合せ】

総務課管財係 担当：長島、山口



# 満1歳おめでとう!!



あゆと  
**大畑 歩斗**くん  
(勉さん・春花さん 糠 森)

1,000万人の保険 小さな掛金・大きな補償

## スポーツ安全保険 (傷害保険+賠償責任保険+共済見舞金)

スポーツ・文化・ボランティア活動などの団体活動に最適な保険です。※5名以上の団体でご加入ください

対象となる事故	◆グループ活動中の事故	◆往復中の事故
保険期間	毎年4月1日午前0時から翌年3月31日午後12時まで ※年度途中で加入された場合は加入手続きを行った翌日から3月31日までとなります。	
掛金	1人年額500円～9,000円 (団体の活動内容・年齢構成などによって異なります。)	

(財)スポーツ安全協会青森県支部

☎017-782-6984 ホームページ <http://www.sportsanzen.org>

## 戸籍の窓口

2月15日現在

### ◎お誕生日おめでとう

佐藤 美咲<sup>みさき</sup>ちゃん (直樹さん) 原 田  
高橋 夢菜<sup>ゆめな</sup>ちゃん (太 さん) 古佐井

### ◎ご結婚おめでとう

(内田 裕二<sup>ゆうじ</sup>さん 山梨県  
能登留美子<sup>のりみこ</sup>さん 古佐井)

### ◎おくやみ申し上げます

松本 定雄<sup>さだお</sup>さん (正一<sup>せいいち</sup>さん) 原 田  
大石 金作<sup>かねさく</sup>さん (正義<sup>せいぎ</sup>さん) 長 後

※個人のプライバシーを尊重する意味で、掲載して欲しくない方は、届出の際、係に申し出てください。

## 大間病院からのお知らせ

大間病院歯科の診療時間が4月1日から次のとおり変更になります。診察は予約制となっておりますが、急患は随時受け付けます。

	受付時間	診療時間
月	9:00~12:30 14:30~18:00	9:00~13:00 14:30~18:30
火	8:30~11:30 13:30~17:30	8:30~12:00 13:30~18:00
水	8:30~12:00	8:30~12:30 午後休診
木	9:00~12:30 14:30~18:00	9:00~13:00 14:30~18:30
金	8:30~11:30 13:30~16:00	8:30~12:00 13:30~16:30

【お問合せ】大間病院 (歯科) ☎37-3108

## 東日本フェリーよりお知らせ

函館～大間航路において、就航船舶の法定検査のため、一定期間ダイヤが下記のとおり運休となります。ご利用のみなさまには、大変ご不便をおかけしますが、ご協力・ご理解をお願いします。

### 【3月の運行スケジュール】

○…運航 ×…運休

	日付	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
	曜日	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
函館発	9:30	○	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○
	16:20	○	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○
大間発	7:10	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	○
	13:50	○	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○

### 【お問合せ】

東日本フェリー  
大間支店

☎37-3111



楽しい旅  
み~っけ

## 日帰りバスツアー

日帰り 7,000円ツアー

日帰り 7,000円ツアー

3月14日(土)出発	十和田市弥徳館で学ぶ南部語り部体験の旅		食事
	大畑一むつー十和田市/弥徳館ー 8:30 9:00 (南部語り部体験)	とわだびあ(道の駅とわだ)ーむつー大畑 (昼食・買物) 16:00 16:30	× 昼 ×

4月1日(火)出発	春の訪れ、八甲田雪の回廊と谷地温泉の旅		食事
	大畑一むつー青森市ー八甲田の回廊ー谷地温泉ー 7:00 7:30 (車窓) (昼食・休憩)	焼山/津軽三味線観光会館ーむつー大畑 (見学) 17:00 17:30	× 昼 ×

※谷地温泉では、入浴できます。但し、ご入浴の方は各自ご負担願います。ご入浴の方は、浴用具、タオル等をご持参下さい。

お問合せは

**下北交通株式会社**

☎(0175)22-3221(代)

FAX(0175)23-4682